

社会保険庁職員等をかたる 詐欺事件にご注意下さい!!

全国では、本年11月頃から、社会保険庁職員や県庁職員等を名乗って、医療費の還付金を振り込むのに必要である等の名目でキャッシュカードを預かり、現金を引き出すという新たな手口の詐欺事件が発生しております。本県でも、発生が予想されますので、ご注意ください。

手口

(犯人A) 社会保険庁職員・県庁職員等を名乗り、被害者に電話をかけ、「医療費の還付金があるので、振り込まれます。手続きには、キャッシュカードが必要です」
「後期高齢者年金改正がありました。〇万●千円を振り込むのでキャッシュカードが必要です」等と言って騙す。



(犯人B) 社会保険庁職員・県庁職員等を装い、被害者方を訪問して、キャッシュカードを受け取り、コンビニやショッピングセンターのATMで現金を引き出す。

特徴～被害者は、電話帳に掲載のある高齢女性

被害防止ポイント～「カード預かります」は詐欺～

- このような不審な電話がかかってきた場合は、
 - ・ 電話相手の官公庁名、氏名を確認したうえで、「こちらからかけ直す」等と言って一旦電話を切り、確認しましょう。
 - ・ ナンバーディスプレイに表示された番号や教えられた電話番号を信用せず、電話を切った後、自分で必ず正しい電話番号を確認しましょう。
- 振り込め詐欺に、NTTの電話帳「ハローページ」に掲載されている情報が使われているケースが目立っています。
電話帳への掲載を希望されない方は、削除する手続きをお願いします。
詳しくは、NTT「116」番へ、ご相談下さい。



※ 公的機関等が還付金等を支払う場合に、電話連絡し、キャッシュカードを預かることはありません。

※ 一人で悩まずに、最寄りの警察署・交番・駐在所または警察情報ダイヤル

0120-110-874

(フリーダイヤル 110番へハナシてみよう)

へ、ご相談下さい。

